

所定疾患施設療養費算定について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病発症した場合における施設内での対応について、以下の条件を満たした場合には、介護報酬等において評価されることとなっております。

当施設では、ご入所様への安心の提供に資するべく、また適切に所定疾患施設療養費を算定する為、治療の実施状況を報告しております。

【算定条件】

1.対象となる入所者の状態は次の通りであること

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹
- ・蜂窩織炎
- ・心不全の憎悪

2.上記の疾患と診断された入所者に対し、検査・投薬・注射・処置等が行われた場合に、連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定することとする

＊所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費を同時に算定することはできない

3.診断名・診断を行った日・実施した検査・投薬・注射・処置等を診療録に記載しておくこと

4.請求に際して、診断・行った検査・治療内容等を記載すること

5.当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする

また公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること

令和7年度 所定疾患施設療養費算定状況

所定疾患施設療養費(I)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	7	5	2	1	6	9	9	1	6	7	4	4	61
日数	49	30	14	7	41	59	53	7	33	40	26	22	381